

第 7 期 草 津 市 障 害 福 祉 計 画 第 3 期 草 津 市 障 害 児 福 祉 計 画

障害のある人もない人も、
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～



令和6年3月
(令和9年3月改定)

草津市



<目次>

第1章：計画の概要	1
1. 位置づけ等	1
2. サービス等の体系	2
3. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	5
4. 成果目標と活動指標	6
第2章：計画の数値目標等	~~7-9~~
1. 施設入所者の地域生活への移行	~~7-9~~
2. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	~~8-10~~
3. 地域生活支援体制の充実	~~9-11~~
4. 福祉施設から一般就労への移行等	~~10-3~~
5. 障害児支援の提供体制の整備等	~~13-4~~
6. 相談支援体制の充実・強化等	~~14-5~~
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	~~15-6~~
8. 日常生活を支えるサービスの確保等	~~16-7~~
第3章：サービスの見込量と確保方策	~~17-8~~
1. 障害者総合支援法によるサービス	~~17-8~~
2. 児童福祉法によるサービス	~~4-6~~
第4章：計画の推進	~~5-2~~

資料編

1 章：計画の概要

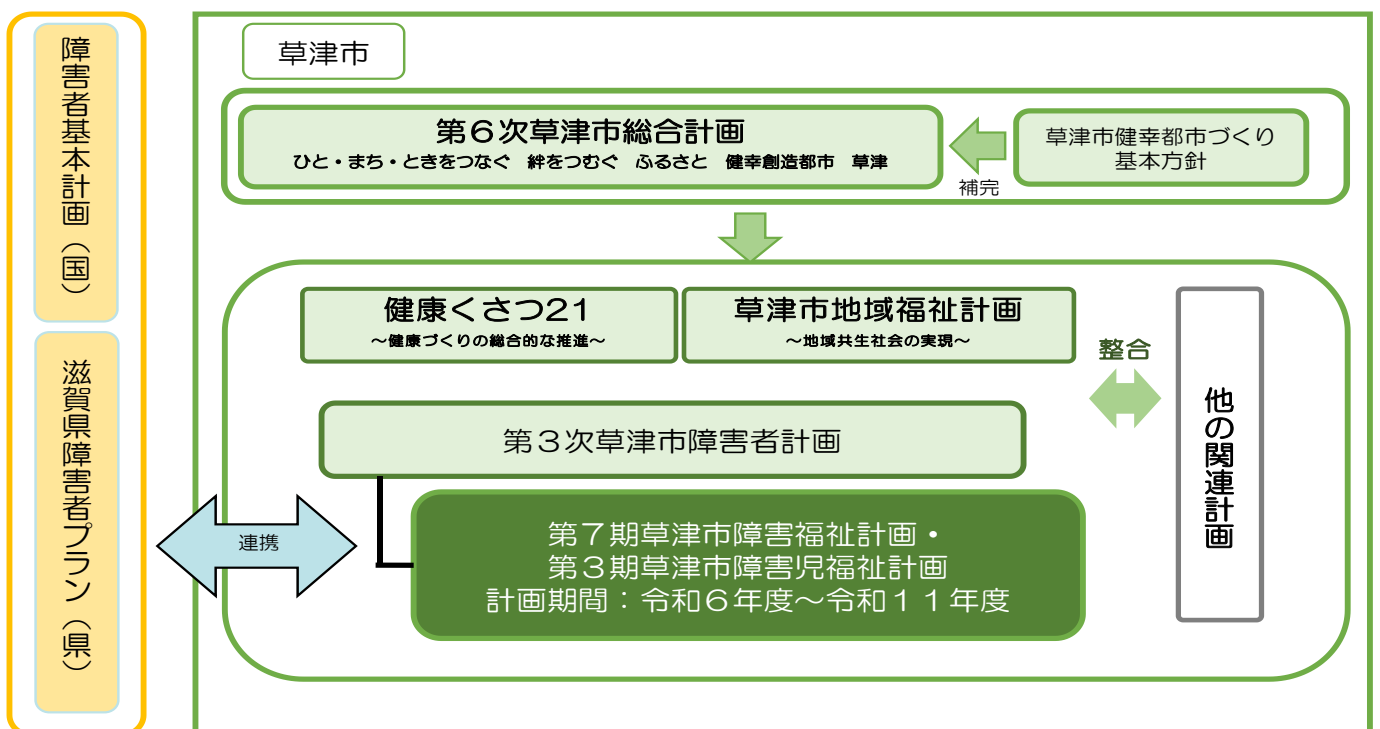
1. 位置づけ等

本計画は、6 年を 1 期として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供に係る数値目標とその確保策を示す計画です。

(1) 計画の位置づけ

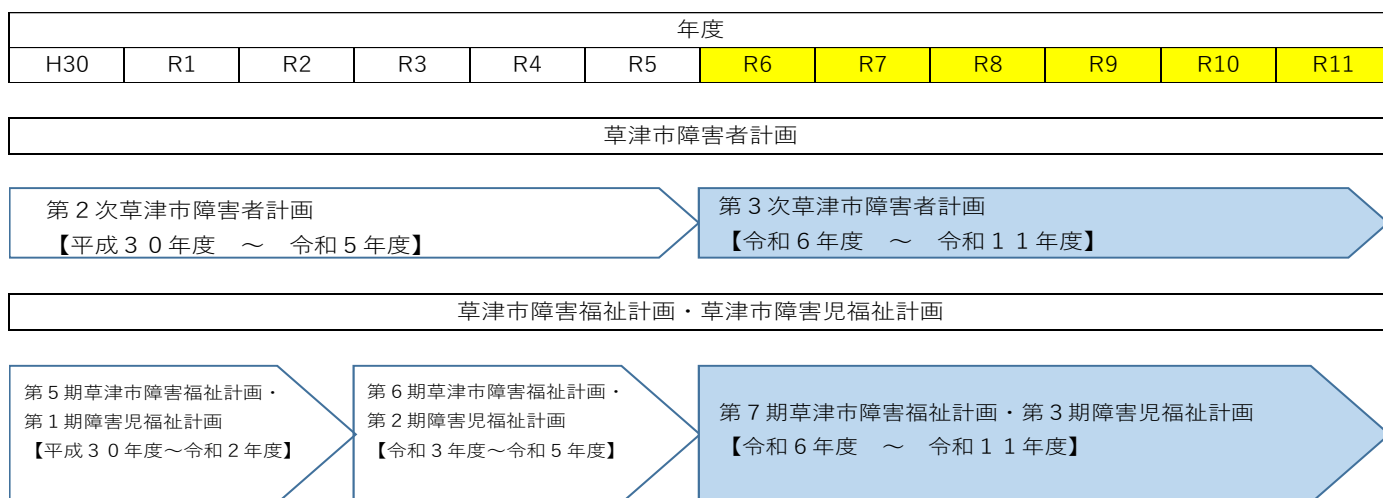
「草津市障害福祉計画」は、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す「草津市障害者計画」のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定します。



(2) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とします。



※障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者計画と同様の計画期間としますが、報酬改定・制度改正等の影響の有無を確認し、必要に応じて見直しを行います。

2. サービス等の体系

(1) 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法のサービスは、障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）およびサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

(2) 児童福祉法によるサービス

児童福祉法のサービスは、障害のある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

<障害者総合支援法>

草津市

自立支援給付

介護給付

<訪問系サービス>

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

<日中活動系サービス>

- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護

<居住支援系サービス>

- 施設入所支援

訓練等給付

<日中活動系サービス>

- 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型、B型）

●就労選択支援

●就労定着支援

<居住支援系サービス>

- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療（実施主体は県）

補装具

- 補装具

相談支援

- 計画相談支援（サービス利用）
- 地域移行支援
- 地域定着支援

地域生活支援事業

【必須事業】

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業）
- 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）

【任意事業】

- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業（障害者スポーツ大会事業、点字・声の広報等発行事業）等

支援

【県の地域生活支援事業】

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 等

滋賀県

<児童福祉法>

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

第3次草津市障害者計画	第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画
目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる ＜成果目標＞ 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止についての推進 施策1：障害と障害のある人への理解の促進 施策2：権利擁護と虐待の防止	対応するサービス等 精神保健福祉対策事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業） 成年後見制度利用支援事業 基幹相談支援事業
目標2：いのちと健康を守ることができる ＜成果目標＞ 精神障害者の自立に向けた取組の推進 施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応 施策4：精神保健福祉対策の強化 施策5：保健・医療の充実	湖南地域地域活動支援センター事業 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
目標3：安心して日常生活がおくれる ＜成果目標＞ 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実 施策6：相談体制の強化 施策7：日常生活支援の充実 施策8：住まいの確保 施策9：家族等への支援の充実 施策10：経済的負担の軽減 施策11：制度の維持と適正運用	相談支援機能強化事業 計画相談支援給付事業 地域相談支援給付事業 地域生活支援拠点等の整備・充実事業 障害児相談支援 訪問系サービス給付事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護） 日中活動系サービス給付事業（生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所等） 移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等 居住系サービス給付事業（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援） 福祉計画推進事業
目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける ＜成果目標＞ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実 施策12：発達支援の充実 施策13：就学前教育・保育の充実 施策14：学校教育の充実 施策15：放課後児童対策の充実 施策16：文化・スポーツ活動等の促進 施策17：就労支援と雇用環境整備の促進	発達支援センター運営事業（医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置） 居宅訪問型児童発達支援 児童発達支援、保育所等訪問支援 放課後等デイサービス 社会参加促進事業（障害者スポーツ大会事業） 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 <u>就労選択支援</u> 就労定着支援
目標5：暮らしやすい社会づくりが進んでいる ＜成果目標＞ 防災等における支援体制の構築 施策18：情報受発信の充実 施策19：地域福祉活動の促進 施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保	意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業 日常生活用具給付事業 社会参加促進事業（点字・声の広報等発行事業） 孤立化防止事業

※「第3次草津市障害者計画」の施策を構成する事業のうち、サービスに関する事業のみ掲載しています。

3. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。



本計画において、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」を関連目標として掲げ、SDGsの目標に貢献する取組を進めます。



4. 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行をはじめとする以下の8つの項目について、数値目標等を掲げて、その着実な推進・達成を図ります。

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援体制の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 8 日常生活を支えるサービスの確保等

~~基本指針で示された成果目標や市独自の成果目標と、それを達成するための障害福祉サービス等の活動指標の関係は次のページのとおりです。成果目標の設定については第2章で、また、それぞれの活動指標については第3章で、個別のサービス等の見込量を示すことと併せて設定しています。~~

成果目標 ➡ 第2章

活動指標 ➡ 第3章

1 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域生活移行者の増加
- ・施設入所者の削減

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所者数

2 精神障害にも対応したケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上入院患者数

削除

- 精神障害者支援事業の場の開催回数
- 精神障害者支援事業の場の医療機関別、福祉、保健所等への参加者数
- 精神障害者支援事業の場における目標設定

3 地域生活支援体制の整備

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・コーディネーターの配置・支援体制の検証・検討
- ・強度行動障害を有する者のニーズ把握・支援体制の整備

- 地域生活支援体制の整備に向けた支援の実績等
- 地域生活支援体制の整備の実施回数

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数増加
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の増加
- ・就労定着支援事業の利用者数の増加
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の増加

- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- 就労定着支援事業所の就労定着率

成果目標 ➡ 第2章

活動指標 ➡ 第3章

5 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置
- ・障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・協議会における個別事例の検討
- ・サービス基盤の開発・改善等

- 基幹相談支援センターの設置
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的支援の実施回数
- 基幹相談支援センターが相談支援事業者の人材育成の研修の実施回数
- 基幹相談支援センターが関係機関との連携強化の取組

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村が障害福祉サービス等の質向上のための体制の構築
- ・障害福祉サービス等に関する研修の実施
- ・障害者自立支援審査支払委員会による審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

- 障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県で実施する研修の参加人数
- 障害福祉サービス等に関するシステム等での審査結果を分析してその結果を関係市町村等と共有する体制の有無及び共有回数
- 障害福祉サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者が障害福祉サービス等の質向上のための取組に係る研修の実施回数
- 障害福祉サービス等に関するシステム等での審査結果を分析してその結果を関係市町村等と共有する体制の有無及び共有回数

8 日常生活を支えるサービスの確保等

- ・障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進
- ・精神障害者の自立に向けた取組の推進
- ・地域ニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実
- ・医療的ケアの必要な子どもへの支援
- ・防災等における支援体制の構築

- 「共に生きる社会の推進」についての満足度
- 精神障害者サロンの利用者数
- 「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度
- 医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数
- 避難行動要支援者名簿の登録者数

削除

第2章：計画の数値目標等

本市では、国の基本指針や、本市のサービス等の実績とこれまでの地域生活移行等の実績などを踏まえて、各項目の数値目標等を次のとおり設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- 令和~~7~~4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和~~11~~8年度末の施設入所者数を令和~~7~~4年度末時点施設入所者数から5%以上削減

市の成果目標

令和~~7~~4年度末時点において福祉施設に入所している者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、~~令和8年度~~、令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

また、令和~~7~~4年度末時点から令和11年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します。

項目	数 値		内容
令和 ~~7~~ 4年度末時点の ~~施設~~ 入所者数	~~44~~ 52	人	令和 ~~7~~ 4年度末の施設入所者数
~~【目標値】令和8年度（地域移行者数）~~	4	人	令和8年度末時点の施設入所から地域生活へ移行した者等の数 $52人 \times 6\% = 3.12人 \div 4人$
令和8年度末時点の入所者数	49	人	令和8年度末の施設入所者数 新規見込み数を加味し、削減見込み数から積算 $52人 - 3人 = 49人$
~~【目標値】令和8年度（削減見込み数）~~	3	人	令和8年度末時点の減少見込み数 $52人 \times 5\% = 2.6人 \div 3人$
【目標値】 令和11年度末までの地域移行者数 （累計） ~~令和11年度（地域移行者数）~~	3	人	令和7年度末時点令和11年度末時点の施設入所者数の6%以上がから地域生活へ移行した者等の数 $\blacktriangleright 449人 \times 6\% = 2.642人 \div 3人$

<u>【目標値】</u> 令和11年度末時点の<u>施設</u>入所者数	4146	人	令和7年度末時点令和11年度末の施設入所者数から5%以上削減 ▶新規見込み数を加味し、削減見込み数から積算 $44 \text{ 人} \times 5\% = 2.2 \text{ 人} \div 3 \text{ 人}$ ▶$44 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = 41 \text{ 人}$ $49 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = 46 \text{ 人}$
~~【目標値】 令和11年度（削減見込み数）~~	3	人	令和11年度末時点の減少見込み数 $49 \text{ 人} \times 5\% = 2.4 \text{ 人} \div 3 \text{ 人}$

※地域生活への移行に関して、その対象者を県内施設において長期の入所が常態化している者とするため、第1～6期計画と同様に、県外施設やむれやま荘等の（旧）身体障害者更生施設に入所している者は含んでいません。

＜考え方＞

- 地域生活への移行に関して、その対象者を県内施設において長期の入所が常態化している者とするため、第1～6期計画と同様に、県外施設やむれやま荘等の（旧）身体障害者更生施設に入所している者は含んでいません。したがって、令和4年度末時点の対象施設の入所者数52人を基に、目標値を設定しています。
- 国の基本指針を踏まえ、地域生活移行者数については、施設入所者の高齢化や障害の重度化等の理由により厳しい状況であるため、令和8年度は4人（7.7%）、令和11年は3人（6.1%）を目標とします。また、施設入所者の削減については、令和8年は3人（5.8%）、令和11年は3人（6.1%）を目指します。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3
~~325.3~~日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、
退院後180日時点 17.4%、退院後365日時点 25.7%以下
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上
- K6により住民のこころの状態を把握
- ~~精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、~~
- ~~1年後91.0%以上~~

県の成果目標

精神障害のある人の地域生活を支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値等においては、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされています。

市の成果目標

精神障害のある人が地域で安心して生活をするために、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が重要であり、システムの構築を目指すために滋賀県が主催する協議の場へ参加し、精神保健医療福祉体制の基盤整備等の推進を図ります。

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催回数	3 回	令和8年度末において圏域での保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催回数	3 回	令和11年度末において圏域での保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
~~【目標値】~~ 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場への関係者の参加人数	16 人	令和8年度末において圏域での保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場への関係者の参加人数	16 人	令和11年度末において圏域での保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数

~~【目標値】~~ ~~保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の実施 回数~~	~~2~~	~~回~~	~~令和8年度末において保健、医療及び福祉関 係者による協議の場における目標設定及び評 価の実施回数~~
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の実施 回数	2	回	令和11年度末において保健、医療及び福祉 関係者による協議の場における目標設定及び 評価の実施回数

＜精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築＞

- ・ 精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制の構築を目指します。

3. 地域生活支援体制の充実

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

市の成果目標

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、地域のニーズに則した機能を有する地域生活支援拠点を整備し、その機能強化を図ります。

さらに、強度行動障害のある方の支援につきましては、福祉、医療、教育等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があることから、草津市障害児（者）自立支援協議会等を活用しながら支援体制を整備していきます。

なお、市の独自事業として、障害のある人とその家族で構成される世帯などで、訪問活動や情報提供の場が必要と思われる世帯に地域で安心して暮らせるよう引き続き孤立化防止対策事業を行います。

① 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

- ・ 当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。
- ・ 地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。
- ・ 強度行動障害については、多職種連携の強化を図り地域での課題、支援体制に関する検討を進めてまいります。

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 令和8年度末における地域生活支援拠点設置箇所数	1 箇所	令和8年度末において圏域での地域生活支援拠点設置箇所数
【目標値】 令和11年度末における地域生活支援拠点設置箇所数	1 箇所	令和11年度末において圏域での地域生活支援拠点設置箇所数
~~【目標値】~~	2 回	令和8年度において地域生活支援拠点にかか

地域生活支援拠点にかかる運用状況の 検証及び検討の会議回数		以上	る運用状況の検証及び検討の会議回数（圏域 可）
【目標値】 地域生活支援拠点にかかる運用状況の 検証及び検討の会議回数	2	回 以上	令和11年度において地域生活支援拠点にか かる運用状況の検証及び検討の会議回数（圏 域可）

② 草津市障害児（者）自立支援協議会専門部会（強度行動障害者の支援に関すること）

- ・草津市障害児（者）自立支援協議会において、基幹相談支援センターが中心となり、強度行動障害に関する地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みの検討や支援方法の確認などを強度行動障害の方に対する適切な支援を促進します。

項 目	数 値		内 容
~~【目標値】~~ 強度行動障害にかかる支援体制の構築 にかかる検討の会議回数	6	回	令和8年度において強度行動障害にかかる支 援体制の構築にかかる検討の会議回数
【目標値】 強度行動障害にかかる支援体制の構築 にかかる検討の会議回数	6	回	令和11年度において強度行動障害にかかる 支援体制の構築にかかる検討の会議回数
~~【目標値】~~ 強度行動障害児・者の支援に関する検 討部会の開催回数	2	回 以上	令和8年度において強度行動障害児・者の支 援に関する検討部会の開催回数
【目標値】 強度行動障害児・者の支援に関する検 討部会の開催回数	3	回 以上	令和11年度において強度行動障害児・者の 支援に関する検討部会の開催回数

③ 孤立化防止の推進（市独自事業）

- ・高齢者と障害のある人で構成される世帯、障害のある人の単独世帯等、特に支援が必要と思われる世帯について調査を行い、障害のある人本人だけでなく養護する家族の相談に応じることや、気軽に参加できるサロンへの参加案内や必要なサービスにつなげるこ
と等により支援を行います。また、特に支援・見守りが必要な世帯の情報を地域の支援
者間で情報共有し、見守り、訪問活動を促進します。

項 目	数 値		内 容
~~【目標値】~~ 孤立化防止サロンの実施回数	5	回 以上	令和8年度において孤立化防止サロンの実施 回数
【目標値】 孤立化防止サロンの実施回数	5	回 以上	令和11年度において孤立化防止サロンの実 施回数

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和 ~~6-3~~ 年度実績の ~~1.311-28~~ 倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和 ~~6-3~~ 年度末実績の ~~1.471-41~~ 倍以上
- ~~就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上~~
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上

市の成果目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を通じて、~~令和8年度~~、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業等の利用者数および事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。さらに、障害のある人の就労定着も重要であることから、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人が就労の継続を図るために利用する就労定着支援事業の利用者数や事業所の就労定着率の目標値を設定します。

①福祉施設利用者の一般就労への移行者数：令和 ~~6-3~~ 年度実績の1. ~~31-2-8~~ 倍以上

項目	数 値	内 容
令和 ~~6-3~~ 年度の一般就労移行者数	~~2624~~ 人	令和 ~~6-3~~ 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
~~【目標値】~~ 令和8年度の一般就労移行者数	~~31~~ 人	~~令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数~~ ~~$24人 \times 128\% = 30.72人 \div 31人$~~
【目標値】 令和11年度の一般就労移行者数	~~3540~~ 人	令和6年度の一般就労移行者数の1.31倍以上令和11年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 ~~$2631人 \times 1.31128\% = 34,0639.68人 \div 3540人$~~

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就業移行事業所の5割以上

③就労定着支援事業の利用者数：令和~~6-3~~年度末実績の1. ~~47-4-1~~倍以上

項 目	数 値		内 容
令和 ~~6-3~~ 年度の就労定着支援者数	~~3523~~	人	令和 ~~6-3~~ 年度 ~~末に~~ の就労定着支援事業 ~~を~~ の 利用 ~~した者~~ の数
~~【目標値】~~ 令和8年度の就労定着支援者数	~~33~~	人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数 $23 \text{ 人} \times 141\% = 32.43 \text{ 人} \div 33 \text{ 人}$
【目標値】 令和11年度の就労定着支援者数	~~5247~~	人	令和6年度の就労定着支援事業の利用者数の1.47倍以上 ▶令和 ~~11~~ 年度末の就労定着支援事業の利用者数 $3533 \text{ 人} \times 1.47141\% = 51.4546.53 \text{ 人} \div 5247 \text{ 人}$

④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：
2割5分以上

⑤就労選択支援事業所の設置

項 目	数 値		内 容
【目標値】 令和11年度の就労選択支援事業所数	~~3~~	箇所	令和11年度末時点の就労選択支援事業所の数

5. 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ ~~→ 4 つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置~~ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ ~~→ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保~~ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ ~~→ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置~~ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

市の成果目標

障害のある こ子どもを対象とするサービス提供体制等の整備について、以下のとおり目標値を設定します。

- ① ~~児童発達支援センター等における 4 つの中核的な支援機能を確保するとともに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、インクルージョン推進体制を構築~~ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 児童発達支援センターの設置	4 箇所	令和8年度末時点の児童発達支援センターの数
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和11年度末時点の児童発達支援センターの数
<u>【目標値】</u> <u>インクルージョン推進のための協議の場の設置</u>	1 回以上	令和11年度における草津市障害児（者）自立支援協議会の開催数
<u>【目標値】</u> <u>保育所等訪問支援の事業所数</u>	8 箇所	令和11年度末時点の保育所等訪問支援事業所の数

- ② ~~全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築~~

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 保育所等訪問支援の事業所数	6 箇所	令和8年度末時点の保育所等訪問支援事業所の数
~~【目標値】~~ 保育所等訪問支援の事業所数	7 箇所	令和11年度末時点の保育所等訪問支援事業所の数

- ②③ ~~重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上~~

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ ~~重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所~~	4 箇所	令和8年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数

【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	<u>24</u>	箇所	令和11年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	<u>34</u>	箇所	令和11年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の数

③保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項 目	数 値	内 容
【目標値】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	<u>1</u> <u>回以上</u>	<u>令和11年度における開催数</u>
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	<u>1</u> <u>人</u>	<u>令和11年度における配置人数</u>

④障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

項 目	数 値	内 容
【目標値】 検討中		

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針に定める目標値】

- ・ ~~各市町村において、基幹相談支援センターを設置等~~
- ・ ~~協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等~~
- ・ 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

市の成果目標

相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して行う専門的な指導・助言件数や市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催回数の目標値を設定します。

また、市内相談支援事業所の件数や計画相談支援利用者数、草津市障害児（者）自立支援協議会の開催件数の目標を設定します。

①基幹相談支援センターの設置

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ ~~基幹相談支援センターの設置~~	~~1 箇所~~	~~令和8年度末時点の基幹相談支援センターの設置状況~~
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	1 箇所	令和11年度末時点の基幹相談支援センターの設置状況

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ ~~令和8年度人材育成のための研修開催回数~~	~~2 回以上~~	~~令和8年度における市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催件数~~
【目標値】 令和11年度人材育成のための研修開催回数	4 回以上	令和11年度における市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催件数

③協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ ~~令和8年度における地域自立支援協議会の開催回数~~	~~8 回~~	~~令和8年度における湖南圏域および草津市障害児（者）自立支援協議会の開催数~~
【目標値】 令和11年度における地域自立支援協議会の開催回数	8 回	令和11年度における湖南圏域および草津市障害児（者）自立支援協議会の開催数

④のぞまないセルフプランの件数ゼロ

項 目	数 値	内 容
<u>【目標値】</u> <u>令和１１年度におけるのぞまないセルフプランの件数</u>	0 件	<u>令和１１年度におけるのぞまないセルフプランの件数</u>

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標値】

令和8年度末までに都道府県及び市町村においてサービスの質を向上させるための体制を構築する

市の成果目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を目指し、障害福祉サービス等に係る研修の活用、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有を設定し、職員および関係者の資質向上に努めます。

① 障害福祉サービス等に係る研修の活用

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 令和8年度末における県等が実施する研修への職員参加人数	1 人以上	令和8年度末において県等が実施する研修への職員参加人数
【目標値】 令和11年度末における県等が実施する研修への職員参加人数	1 人以上	令和11年度末において県等が実施する研修への職員参加人数

② 障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有

項 目	数 値	内 容
~~【目標値】~~ 令和8年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数	1 回以上	令和8年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数
【目標値】 令和11年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数	1 回以上	令和11年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

項 目	数 値		内 容
~~【目標値】~~ ~~令和 8 年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数~~	1	回以上	~~令和 8 年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数~~
【目標値】 令和 1 1 年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数	1	回以上	令和 1 1 年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数

8. 日常生活を支えるサービスの確保等

市の成果目標

第3次草津市障害者計画に掲げる施策の中で重点的に取り組むことについて、以下のとおり行います。

① 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進

障害のある人が尊厳を持って安心して生活できるよう、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組み等を行い障害のある人もない人もお互いに尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

② 精神障害者の自立に向けた取組の推進

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加（就労など）、普及啓発（教育など）等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組み、保健・医療・福祉等の連携による支援体制を充実し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。

③ 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化等に取り組み、多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。

④ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

医療的ケアの必要な子どもと家族に対して、医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と連携しながら早期からの相談支援に取り組み、子どもの発達支援や保護者の子育て支援の充実を図ります。

⑤ 防災等における支援体制の構築

地域の人たちと障害のある人、福祉関係者、行政などが連携を深め、万が一に備えた取り組みを進め、避難行動要支援者の命と暮らしを守る取り組みを進めます。また、障害特性に応じた情報伝達手段の充実に取り組みます。

※成果目標の目標値については、第3次草津市障害者計画に掲載しています。

第3章：サービスの見込量と確保方策

1. 障害者総合支援法によるサービス

サービスの見込量と確保方策については、特別支援学校卒業後の進路希望や過年度の実績などを踏まえて設定します。

なお、見込量については、計画期間中においても、社会情勢の変化等によって、必要に応じ、見直しを行います。

**第3章以降は
次回審議会にて提示**